



プログラム発明の各国比較

1. はじめに

IT企業に勤務していたころは、リモートアクセス技術を利用した情報セキュリティの運用業務に従事しておりました。その経験を活かし、現在は法律事務所での情報通信分野を専門に、主に出願・権利化、標準必須特許の取得支援及び発明発掘等を行っております。

プログラムの発明を外国で保護するためには、各国のプログラムの発明に関する制度の違いを理解しておくことが重要です。本稿では、日本及び外国（米国、欧州及び中国）における、特許権によるプログラムの発明の保護に関してご紹介いたします。

2. 日本

(1) プログラムの保護

日本では、プログラム自体も物の発明として特許を受けることができます。具体的には、ソフトウェアとハードウェア資源とが協働することによって、使用目的に応じた特有の情報処理装置又はその動作方法が構築されている場合には、当該ソフトウェアは「自然法則を利用した技術的思想の創作」とであると判断されます。

(2) 侵害行為について

プログラムの発明の実施行為は電気通信回線を通じた提供を含むため、第三者がプログラムを配信する行為は直接侵害に該当します。

3. 米国

(1) プログラムの保護

米国では、プログラム自体は発明とは認められません。そのため、プログラムの発明を特許権で保護するためには、例えば、「プロ

グラムを記憶する記憶媒体」について特許を請求することが考えられます。

(2) 侵害行為について

プログラムを配信する行為自体は、記憶媒体に係る特許権の直接侵害には該当しません。しかしながら、以下のような行為は侵害に該当します。

まず、プログラムの配信が当該プログラムを記憶装置から読み出す処理を含む場合には、プログラムの配信と同時に行われる記憶装置の使用が、直接侵害に該当します。

また、米国では、実施行為が個人によって行われた場合であっても当該個人は記憶媒体に係る特許権を直接侵害することになります。そのため、プログラムを記憶する記憶媒体を個人が使用できるように当該プログラムを配信する行為は直接侵害を「積極的に誘起する行為」として間接侵害に該当する可能性があります。なお、上述した「積極的に誘起する行為」は米国内で行われていなくてもよいため、例えば、米国外のサーバ装置から米国のユーザに対してプログラムを配信する行為も間接侵害に該当する場合があります。

(3) 請求項の記載方法について

上述のように、出願人は、例えば、「プログラムを記憶する記憶装置」をクレームすることにより、米国外からプログラムが配信される場合も含め、当該プログラムの発明を保護することができる可能性があります。

4. 欧州

(1) プログラムの保護

欧州では、原則としてプログラム自体は特許の対象にはなりません。しかしながら、プ

プログラムが技術的性質を有している場合には、当該プログラムは（プログラムのクレームのまま）特許の対象として認められ得ます。

プログラムが技術的性質を有すると認められる場合とは、例えば、当該プログラムが記憶媒体に記憶されることや、当該プログラムがコンピュータにより実行されることがクレームの記載から明らかである場合等です。他にも、プログラムが何らかの技術的課題を解決する場合には、プログラムは技術的性質を有すると認められます。技術的課題を解決することとは、例えば、プログラムが動作することによってセキュリティや通信速度を改善することができる場合等です。

(2) 侵害行為について

欧州における特許権の侵害の成否は各国特許法に基づいて判断されるものの、プログラムは物の発明として扱われるため、TRIPs協定28条1項(a)のとおり、当該プログラムの販売等の行為は特許権を侵害することになります。

(3) 請求項の記載方法について

基本的には、「記憶装置に記憶されたプログラム」という形式で書けば発明であると認められる場合が多いと思われます。その上で、国外からプログラムが配信される態様を考慮すると、技術的課題を解決するプログラムについては（「記憶装置に記憶された」という限定を加えずに、）例えば、「コンピュータを…〇〇手段として機能させるプログラム」という形式で書くほうが、より効果的に発明を保護し得ると思われれます。

5. 中国

(1) プログラムの保護

中国では、プログラム自体は特許の対象とならないため、例えば「プログラムを記憶する記憶装置」としてクレームする必要があります。この点は、米国と類似しています。

さらに、発明と認められるためには、請求

項に係るプログラムを実行することにより技術的課題が解決されることが必要です。この点は、欧州と類似しています。

(2) 侵害行為について

プログラムを配信する行為自体は記憶媒体に係る特許権の直接侵害には該当しません。さらに、上述した米国のような間接侵害の規定はありません。したがって、国外からプログラムの配信が行われることを防ぐことは、当該配信が間接侵害に該当し得る米国や、プログラムが発明として認められ得る欧州と比較すると、困難であると考えられます。

(3) 請求項の記載方法について

上述のように、出願人は、例えば、「プログラムを記憶する記憶装置」をクレームすることにより、ある程度はプログラムの発明を保護することができます。しかしながら、上述した理由から、プログラムの配信元が国外に存在し得る場合は注意を要すると思われれます。

6. まとめ

以上をまとめると、プログラムの発明を保護することの容易さは次の表のとおりとなると考えます。

国・地域	保護の容易さ
日本	○（比較的容易）
米国	△（記憶媒体等に記憶されることが必要だが、間接侵害の主張ができる可能性がある）
欧州	○（技術的性質を有するプログラムであれば保護される）
中国	×（記憶媒体等に記憶されることが必要で、間接侵害の主張も困難）

筆者紹介

田中 誠二

国内IT企業の勤務を経て、2022年に弁理士登録・法律事務所に入所。
専門は特許（特に、無線通信、ネットワーク、セキュリティ等）。標準必須特許の権利化、発明発掘、出願戦略策定等に従事。